

## 質 問 書

1. 最終処分場の必要面積について、平成25年11月11日に開催された第4回市町村長会議資料では2.64ヘクタールとなっていますが、平成26年1月20日に開催された第5回市町村長会議の資料では2.5ヘクタールと変更されていました。

なぜ、市町村長会議を開催して説明しなかったのか伺います。

また、必要面積2.64ヘクタールとなった指定廃棄物保管量、同2.5ヘクタールとなった同保管量、併せて保管数量と必要面積算定の計算式をお示してください。

2. 平成26年1月20日開催された第5回市町村長会議資料の中に、県内市町村の指定廃棄物保管量一覧があります。環境省では、この保管量に基づき必要面積を算定されたと思われませんが、数量が空欄になっている自治体があります。この自治体には指定廃棄物が存在しなかったのか、あるいは調査が不備だったのか、伺います。

保管量は必要面積算定の最も基礎となる要件と考えます。

3. 環境省で示された防災調整池の必要面積について、町独自の検証により集水面積の観点から2,500㎡では不足し、約5,000㎡必要である旨を5者会談において指摘いたしました。席上、環境省 梶原前部長からは2,500㎡で十分である旨の確認を頂いたところでありました。

しかし、環境省の回答では、「調整池の機能は面積のみで決定されるものではありません。形式や水深等の形状によっても異なるものです」とあります。

今回の候補地抽出にあたっては、調整池の水深や形状など一定の算定条件に則り、そのうえで必要面積を算定し、その条件を満たした箇所が候補地として選定されたものと伺っております。回答では、算定条件（ルール）を突如変えるという事に大きな疑義を感じます。何のための算定条件・ルールだったのでしょうか。

また、「今後の詳細調査の段階で検討します」とありますが、この面積要件は選定過程で考慮すべき事項ではなかったのでしょうか、併せて伺います。

4. 勾配30度以上の急傾斜地の除外についてであります。環境省の回答では、「田代岳候補地7.9ヘクタールは、国土交通省のデータでは30度以上の急傾斜地が含まれていましたが、別途入手した情報に対して齟齬が判明し、現地確認の結果、なだらかな土地であり必要面積を確保可能であると判断しました」とありますが、同時に、平坦地の周囲には斜度51度の急傾斜地（法面）が存在していることも、現地において確認されたものと思われま。

このことから、田代岳候補地において候補地面積は7.9ヘクタールではなく、30度以上の急傾斜地を除外した面積とすべきではなかったのでしょうか。

理由をお伺いします。

5. 「田代岳における勾配30度以上の傾斜地」については、図面上で隠され、さらに環境省からの回答でも意図的に隠されていた旨を指摘したことについて、8月20日に環境省としての考え方として示されたところではありますが、内容を納得するに至りませんでした。再度回答をお願い致します。

6. 8月30日の河北新報朝刊に「環境省からのお知らせ」として、掲載された広告についてであります。紙面に「宮城県内で処分する指定廃棄物は原子力施設で発生した放射性廃棄物ではありません」との記述がありましたが、宮城県を含む他県の指定廃棄物は、福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質による放射性廃棄物であることは事実であります。県民に対して、あたかも安全な廃棄物施設であるかのような印象を与えたと感じますが、事実と異なる広告文の掲載についてお伺います。

また、宮城県内には最終処分場を建設するとして種々協議されてきたわけですが、広告には「処分施設」とのみ記載されています。名称を変え掲載した理由についてもお伺いします。

7. 井上前環境副大臣は、詳細調査実施に関するマスコミの取材に対し、「基本的には自治体の意向、住民の理解を得ずに、国が強制的に調査することは考えていない」と話されておりました。環境省では現在、文献調査を進めていることと推察されますが、国の方針は以前と変わらないと理解してよろしいか、お伺いします。

8. 被災地である福島県の間蔵貯蔵施設では、「貯蔵開始から30年以内に県外で処分する」とした法制化を約束しておりますが、その県外とは、どこを指しているのでしょうか。法制化を以って具体的な都道府県をお示しになるのでしょうか。

また、同じく被災地でありながら、これまで東京電力から何ら恩恵のなかった宮城県においては最終処分場として国が無期限で管理していくとしています。県内広範囲に及ぶ風評被害等が懸念される中、何ら具体的な対策が示されない現状において、地元住民が納得するとお考えでしょうか、併せてお伺いします。

9. 環境省の評価項目・指標では、宮城県観光統計概要の過去5年の分類別主要観光地点年間観光客入込数を用いて、入込客数50万人以上の“観光地”が位置する市町村行政区を除外するとしており、観光地点で50万人以上とは記載されておられません。

「観光地」と「観光地点」の定義について、「観光地とは普通に世間で言われている観光地を指すのであって、観光地点とはその観光地への入込客数を把握するために設定している“点”である」と解釈しております。

評価項目・指標の「観光地」は、「やくらい薬師の湯」や「やくらい土産センター」などが建ち並ぶ「やくらい観光施設群」であり、その入込客数は年間76万人を超えております。

「やくらい地区」が除外される地域とならない理由についてお伺いします。

10. 環境省、宮城県、3市町長による関係者会談（5者会談）が4回開催され、その都度、選定過程における疑義を質問いたしましたが、加美町として、いずれも納得できるものではありませんでした。

そして、5者会談（最終は6月30日）等の質問に係る回答が8月20日に提出されましたが、回答が遅れた理由をお伺いいたします。